

風力発電施設の工場立地法上の扱いについて（案）

1. 第5回小委員会における検討結果

構造改革特区法に基づき兵庫県から提案された「市街化区域以外の区域における風力発電施設の設置について、水力発電所及び地熱発電所と同様に工場立地法の適用除外とする」提案について検討。この際、風力発電施設は、山間部や海岸部の森林、丘陵地帯等に立地するものが比較的多いが、他方、公園、工業地帯等、都市部で立地するものもあることから、「森林、丘陵地、原野及び海上等、山間部又は海岸部において周囲に広く自然環境が存在する区域」（以下「山間部又は海岸部区域」という。）に立地する風力発電施設について、水力発電施設及び地熱発電施設と同等の扱いとすることが妥当。」との判断を行った。

2. 上記検討結果の問題点

上記判断を踏まえて、政令改正の検討を行ったところ、以下の問題点が顕在化。

山間部又は海岸部区域に立地する風力発電施設について工場立地法の届出義務を適用除外とした場合、周辺への環境の影響有無について行政上のチェックが困難となる。

山間部又は海岸部区域に立地する工場は風力発電施設以外にも考えられ、規制のバランスを失する。

3. 対応策

上記2の問題点を踏まえ、兵庫県からの特区要望については、以下の方針で対応を図ることとしたい。

(1) 「山間部又は海岸部区域」要件適合を確認する見地から、風力発電設備（風車及びその支柱）及びその付帯建築物の敷地面積が9000㎡以上又は風力発電設備に付帯する建築物の建築面積合計が3000㎡以上となる場合は、引き続き法6条により「届出書」の提出を求める。

(2) 当該届出内容審査の結果、都道府県知事が、当該建設予定地が「山間部又は海岸部区域」に該当すると認める場合には、都道府県知事の裁量により法4条「準則」を弾力的に適用することを可能とする。

具体的には、都道府県知事が、当該建設予定地が「山間部又は海岸部区域」に該当することにより「周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれ」がないと認める場合には、法9条2項1号に規定する「法4条準則不適合の場合の勧告基準」、すなわち「第4条第1項の規定により公表された準則...に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認めら

れるとき」に該当しないものとして、法４条「準則」を緩和適用できることとする。

なお、本措置については、法９条２項１号に係る「勧告基準（工場立地法運用例規２－２－３）」に追記する形で明確化する。

（３） 本措置は、風力発電施設以外の工場及び事業場にも適用する。